

「諫早市公共施設案内・予約システム利用者登録申請書」の提出について

諫早市では、公共施設の利用促進及び市民サービスの向上を図ることを目的として、インターネット上で利用手続きが可能な「公共施設案内・予約システム」を導入しています。

利用者の皆様が同システムを利用するためには、事前に利用者登録が必要となりますので、「諫早市公共施設案内・予約システム利用者登録申請書（学校体育施設用）」を諫早市スポーツ振興課又は最寄りの支所、支所出張所に提出いただきますようお願いいたします。

【提出先】（旧諫早市地域） 諫早市 経済交流部 スポーツ振興課（諫早市役所本館6階）
（旧諫早市地域以外） 最寄りの支所、支所出張所

【提出期限】 令和7年1月24日（金）

- Q&A
- （質問1） 提出期限に間に合わない場合、登録ができなくなりますか？
（答） 提出期限以後も随時、登録可能です。 今回、システムに利用者データを事前に一斉入力する必要があるため、期限を設けていますので、ご協力ください。
- （質問2） システム運用開始の時期は？
（答） 令和7年4月から運用。
- （質問3） システムで、できることは？
（答） パソコンやスマートフォン（インターネット）で、施設の空き状況確認や施設予約入力が可能。
- （質問4） 体育館及びナイター設備の照明使用料の支払い方法は？
（答） 現行どおり、スポーツ振興課及び各支所の窓口での支払いとなります。

《問い合わせ先》 諫早市 経済交流部 スポーツ振興課
（住所） 諫早市東小路町7番1号
（TEL） 0957-22-2543（直通）

小・中学生が所属する団体の皆様へ

中学生が所属する団体が学校体育施設を利用する場合は、「諫早市中学校部活動在り方等に関する方針（令和5年10月26日策定）」を遵守すること。なお、小学生が所属する団体におきましても、本方針の趣旨をご理解いただき、遵守した活動に協力願います。

（抜粋）

○休養日

週当たり2日以上以上の休養日を設けること。その場合、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上とすること。

○活動時間

1日の活動時間を、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと。

上記方針を遵守いただけない団体は、利用許可を取り消す場合もございますのでご了承ください。